

地域計画

策定年月日	令和 7年 3月25日
更新年月日	令和 8年 5月20日 (第2回)
目標年度	令和15年度
市町村名 (市町村コード)	神川町 (113832)
地域名 (地域内農業集落名)	青柳地区 (本郷・寄島・峯岸・池田・金鑽・萩平・前組・新里・小浜・貫井)

注:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域計画の区域の状況

区域内の農用地等面積(農業上の利用が行われる農用地等の区域)	364.1 ha
① 農業振興地域のうち農用地区域内の農地面積	335.1 ha
② 田の面積	149.3 ha
③ 畑の面積(果樹、茶等を含む)	185.8 ha
④ 区域内において、規模縮小などの意向のある農地面積の合計	59.7 ha
⑤ 区域内において、今後農業を担う者が引き受ける意向のある農地面積の合計	2.2 ha
(参考)区域内における70才以上の農業者の農地面積の合計	147.3 ha
うち後継者不在の農業者の農地面積の合計	59.1 ha
(備考)	

- 注1:①については、農業振興地域担当部局と調整の上、記載してください。
 2:②及び③については、農業委員会の農地台帳の面積(現況地目)に基づき記載してください。
 3:④については、規模縮小又は離農の意向のある農地面積を記載してください。
 4:⑤については、区域内に特定することができない場合には、引き受ける意向のあるすべての農地面積を記載の上、備考欄にその旨記載してください。
 5:(参考)の区域内における70才以上の農業者の農地面積等については、できる限り記載するように努めてください。
 6:「区域内の農用地等面積」に遊休農地が含まれている場合には、備考欄にその面積を記載してください。

(2) 地域農業の現状及び課題

小・中規模の農業が主体となっており、一部では複合経営も行われている。それら地域農業を守っていくため、担い手農家への集積・集約を推進し、農地の有効利用や農業経営の効率化を図り、まずは中心となる経営体の経営基盤の強化などの取り組みが求められる。
 今後も限られた資源である農地の効率的な利用促進に向け、農業委員、農地利用最適化推進委員、また県や機構と連携を図り、促進していく。
 また、農地所有適格法人等の参入促進や、地域おこし協力隊制度を活用し、都市部からの新規就農者を今後も募集していく。

(3) 地域における農業の将来の在り方(作物の生産や栽培方法については、必須記載事項)

《耕作者》
 ・地主による耕作が難しくなった農地は、町内担い手農業者への集積・集約を基本としつつ、必要に応じ町外の認定農業者や法人の受入を行う。
 ・畑の遊休化対策のため、畑を担う露地野菜の新規就農者を育成する。
 《作物》
 ・米や小麦の生産拡大のため、離農者の水田を担い手に集積・集約する。
 ・露地野菜の生産拡大(ネギ、ブロッコリー、ナス、カブ、トマト、ロマネスコ、トウモロコシ、ハクサイ等)
 ・加工用野菜の生産拡大(タマネギ、キャベツ、カボチャ、ハクサイ等)
 ・施設野菜や花の生産規模の維持、拡大(キュウリ、トマト、イチゴ、花き、花木等)
 ・施設果樹の生産規模の維持、拡大(梨、ブドウ等)
 ・WCS用イネの推進と畜産農家とのマッチングを推進する。
 ・畑の対策として、飼料作物(青刈りトウモロコシ、子実用トウモロコシ等)の導入を検討する。
 ・畑の遊休化を防止するために、有機・減農薬・減肥栽培を希望する新規就農者等がいる際は、地域内への受け入れを進める。

- 注1:「属性」欄には、認定農業は「認農」、認定新規就農者は「認就」、法人化を行うことが確実であると市町村が判断する集落営農は「集」、基本構想水準到達者は「到達」、農業協同組合は「農協」、農業支援サービス事業者(農協を除く)は「サ」、上記に該当しない農用地等を継続的に利用する者は「利用者」の属性を記載してください。
- 2:「経営面積」「作業受託面積」欄には、地域計画の対象地域内における農業を担う者の経営面積、作業受託面積を記載してください。
- 3:農業を担う者に位置付ける場合は、できる限りその者から同意を得ていること。
- 4:作業受託面積には、基幹3作業の実面積を記載してください。なお特定農作業受託面積は、作業受託面積に含めず、経営面積に含めてください。
- 5:備考欄には、農業を担う者として位置付けられた者に不測の事態に備えて、代わりに利用する者を記載するよう努めてください。

5 農業支援サービス事業者一覧(任意記載事項)

番号	事業体名 (氏名・名称)	作業内容	対象品目
1	(株)JAひびきのファーム	耕起、収穫等、要相談	

6 目標地図(別添のとおり)

(留意事項)

農業を担う者を位置付ける際、これらの者の氏名が含まれた地域計画について、法令に基づく手続として、本人の同意なく、関係者の意見聴取や、地域計画の案の縦覧、地域計画の公告を行うことができますが、個人情報保有に当たっては、利用目的をできる限り特定し、本人から直接書面に記録された個人情報を取得するときは、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示してください。

また、市町村の公報への掲載等とは別に、インターネットの利用により関係者以外の不特定多数に対して情報を提供する場合は、氏名を削除するなど配慮してください。

必要に応じて区域内の農用地の一覧を参考として添付してください。